



国 関 整 道 調 第 3 号  
 2 1 都 市 基 街 第 1 1 号  
 平 成 2 1 年 4 月 2 0 日



調布市長 長友 貴樹 様

国土交通省関東地方整備局長  
 菊川 滋



東京都都市整備局長  
 只腰 憲久



東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）「対応の方針」  
 （素案）に係る要望について（回答）

平成21年3月17日付け20調都街発第3500001号により要望のありました事項について、別紙のとおり回答するとともに、調布市の要望の主旨を踏まえ、国土交通省と東京都が地域の課題に対し、現時点での考え方をとりまとめた「対応の方針」に反映します。

今後、この「対応の方針」に基づいて、事業実施の各段階において地域の課題に対して詳細な検討を実施して参ります。

国土交通省と東京都は、今後とも調布市からの意見・要望について、真摯に対応して参りますので、ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。



## 「対応の方針」（素案）に係る調布市の要望事項への回答

## 1 ジャンクション周辺の都市計画道路について

東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）（以下、「外環」という。）の高速道路としての機能を最大限に発揮することに加え、周辺生活道路への通過交通の流入を極力抑えるためには、外環の完成を見据え、都市計画道路ネットワークを計画的に整備していく必要があります。

東京都では、都市計画道路を計画的かつ効率的に整備するため、概ね10年間で優先的に整備すべき路線を選定し、事業化計画を策定しています。

優先的に整備すべき路線に位置づけられている調布3・4・9号線、調布3・4・10号線、調布3・4・17号線、調布3・4・18号線などの都市計画道路については、整備に向けた補助制度の活用など可能な限り必要な支援について協力していきます。

中央ジャンクション、東八道路インターチェンジ周辺において定めている都施行の優先整備路線のうち、調布3・4・17号線、調布3・4・18号線、三鷹3・4・3号線、三鷹3・4・11号線と三鷹3・4・12号線の一部区間については、外環本線の事業にあわせて整備して参ります。

中央ジャンクション周辺において、既に事業に着手している調布保谷線、東八道路、放射5号線については、早期完成に向け着実に事業を進めて参ります。また、補助219号線（世田谷区・三鷹市境から烏山通りの区間）については、優先整備路線には位置付けられていませんが、三鷹3・4・3号線と接続する路線であり、事業化について検討を進めて参ります。

## 2 生活道路への通過交通の進入に対する対策等について

生活道路への通過交通の進入に対する対策として、生活道路における速度抑制や自転車・歩行空間の確保のためのハンプ・狭さく等の設置や歩行空間のバリアフリー化などの整備が必要となった場合には総合的な対策を実施できる「くらしのみちゾーン」等の事業制度の情報提供など、

調布市と連携し適切な役割分担のもと、通過交通の流入制限等の措置について検討を進めます。

今後は、詳細な検討の各段階で、引き続きP Iの手法を取り入れ、地域のみなさまの意見を聴きながら、具体的な検討を実施します。

### 3 調布3・4・1号線の都市計画変更に伴う対応

外環の地下化に伴い検討が必要とされている路線のうち、三鷹3・4・10号線、三鷹3・4・13号支線1, 2については、引き続き、計画や構造の検討を進めます。

このうち、三鷹3・4・13号支線1, 2の検討にあたっては、当該路線に接続する調布3・4・1号線を併せて検討を進めます。また、周辺の土地利用など地域の実情に配慮するとともに、当該路線が「多摩地域における都市計画道路の整備方針」において、要検討路線と位置づけられていることを踏まえ、その検討経緯や検討内容を分かりやすく地域のみなさまに情報提供するなど、丁寧な対応に努めます。

### 4 環境への影響の軽減・不測の事態が起こったときの対処

技術開発の動向を踏まえ、最新技術の適用について検討します。

また、本事業の実施により、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られる場合には、周辺住民への迅速な情報提供を行うとともに、環境に及ぼす影響について調査し、調布市など関係機関と調整し、必要な対策を検討、実施します。

### 5 周辺景観との調和

構造物の形式、デザイン、色彩等の検討において、地域の景観の配慮した設計を行います。

なお、換気所などのデザインについては、設計段階で、地域のみなさまの意見を聴きながら、必要に応じて有識者を交えて検討するとともに、周辺住民への十分な情報提供を行います。

## 6 史跡・文化財の保護

工事実施前に調布市の文化財保護条例に基づき文化財調査を実施します。

遺跡等を発見した場合には関係機関と協議の上、必要に応じて保全のための措置を講じ、文化財等の保存の為の対応及び活用に配慮します。

## 7 三日月地域のコミュニティ分断軽減

外環、中央道及び仙川で囲まれた三日月地域については、環境施設帯の設置等による環境対策、蓋かけ部の有効活用等により、現況のコミュニティ、生活環境に生じる影響が極力小さくなるよう検討を行います。あわせて、沿線地域のまちづくりの観点から、住民の意向を十分に聴きつつ、計画的な土地利用が図られるよう検討していきます。

また、三日月地域の課題については、国土交通省、都及び調布市、三鷹市と連携し検討します。

## 8 環境施設帯の利用、管理

中央ジャンクション部の事業実施に伴い、現況のコミュニティに影響が生じる箇所については、分断道路の機能を補完する道路や蓋かけ部の有効活用等により影響を極力小さくするよう事業者ができる限り蓋かけを整備します。蓋かけ部の上部の整備については、設計段階から、地元の意見を十分に聴きながら公園または緑地的な利用が可能となるよう検討します。国土交通省及び都は調布市の意向を踏まえ、要望事項を推進する立場から、関係機関等との調整に努めて参ります。事業実施段階における整備主体や整備後の管理主体については、具体的な検討内容を踏まえながら、調布市等と十分協議して参ります。

## 9 長大トンネルの安全対策

交通事故や火災等の緊急時の対応、構造物の耐震性に関する安全性については、最新の設計基準やトンネルの消火施設や避難通路等の設置について定めた「道路トンネル非常用施設設置基準」など関係する基準を遵守するとともに、火災時の換気施設における対応など、起こりうる様々な状況を想定し、十分検討した上で避難路などの防災設備など詳細

な設計を進めます。なお、検討には、国内外の事例や最新の知見も取り入れつつ、関係機関との調整を実施します。

## 10 工事中の周辺住民配慮

工事の実施にあたり、中央ジャンクションに係る工事用車両については、中央高速に直接乗り入れできるようにし、吉祥寺通りなどの地域の一般道を極力利用しない計画とします。また、一般道を利用する場合には、工事用車両の台数、運行ルート、運行時間等について地域のみなさまへ説明するとともに、意見を聴きながら周辺地域への影響が小さくなるよう努めます。

また、環境保全措置として、工事ヤードの仮囲いの実施、排出ガス対策型・低騒音型・低振動型の建設機械を使用することなどにより、さらに環境負荷の低減を図ります。

住民対応窓口については、引き続き、東京外かく環状道路調査事務所にて丁寧な対応を行うことを基本とします。事業実施段階においては、対応窓口としての役割が適切に行われるよう、関係機関と調整します。

## 11 代替地の確保

出来る限り関係権利者のみなさまの意向に沿えるよう事業化後に事業者による代替地の確保や斡旋など関係機関と協力・連携しながら実施します。

外環計画に伴い移転を余儀なくされる方々には、少しでも早く生活再建が図られるよう適切な補償を行うとともに生活再建に関する相談や代替地の斡旋、情報提供など十分な支援を行うよう誠意をもって努めます。

## 12 生活再建救済制度対応と取得済み用地の土地利用

生活再建救済制度の適用により調布市土地開発公社が取得した土地は、再取得について適切に対応します。

また、取得した土地の利用については、調布市のまちづくり計画との整合が図られるよう、調布市と十分な協議調整をします。

## 13 計画検討の進め方

地区検討会をはじめ、地域のみなさまから頂いた意見を踏まえ、「対

応の方針」をとりまとめて参ります。今後は、詳細な検討の各段階で、引き続きP Iの手法を取り入れ、地域のみなさまの意見を聴きながら、具体的な検討を実施します。なお、具体的なP Iの進め方については、調布市の意見を聴きながら検討します。

今後、国土交通省と東京都は調布市等関係区市と協力し、地域の状況に即した課題の具体的な対策を検討していくにあたり、より一層、地域のみなさまへわかりやすく丁寧に説明をするとともに、類似事業の事例などの見学を行うなど、情報が十分伝わるよう努めます。

また、中央ジャンクションは調布市、三鷹市、世田谷区に跨って位置していることから、3区市に関係する課題等については三鷹市、世田谷区とも連携し検討します。

#### 14 財政的支援

外環の計画にあたっては、ジャンクション、インターチェンジなど地上部の改変を伴う地域周辺でのまちづくりや環境への配慮が重要であると考えています。このため、調布市におけるまちづくりの基本的な理念を踏まえ、外環計画が地域に及ぼす影響を極力回避するとともに、調布市に対し、必要な支援、協力を行います。